

## 足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会運営要領（案）

## （総 則）

第 1 条 この要領は、「近畿地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」（平成 13 年 1 月 30 日付け国近整企画第 166 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、もって技術検討委員会の円滑な会議運営に資するものである。

## （組 織）

第 2 条 技術検討委員会委員は、別紙の 14 名をもって構成する。

2 技術検討委員会の専門組織として鳥類部会を設置する。鳥類部会は技術検討委員会委員のうち別紙の 4 名の委員をもって構成し、そのうち部会長 1 名を互選により定め、部会長は鳥類部会を統括するものとする。なお、通常は技術検討委員会への出席は部会長のみとするが、委員長の要請等により部会長以外の委員も技術検討委員会に出席することができるものとする。

## （技術的助言）

第 3 条 委員長は、足羽川ダム建設事業環境影響評価の手続の中で、原則として次の事項について、足羽川ダム工事事務所長からの要請を受けて技術検討委員会を招集し、技術的な助言を行うものとする。

- 一. 方法書の作成
- 二. 項目及び手法の選定
- 三. 準備書の作成
- 四. 評価書の作成
- 五. 評価書の補正
- 六. その他地方公共団体の環境影響評価に関する条例又は要綱に基づく手続に係る事項等

2 前項に定めた事項以外の事項についても、足羽川ダム工事事務所長からの要請があった場合は、委員長は技術検討委員会を招集・開会し、技術的な助言を行うものとする。

## （委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から当該事業に係る環境影響評価書の公告の日までとする。

## （事務局）

第 5 条 技術検討委員会の事務局は、足羽川ダム工事事務所調査・品質確保課に置く。

## （雑 則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は、委員長がこれを定める。

## 附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 7 月 3 日から施行する。

(別紙)

## 足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会 委員名簿

担当分野	氏 名		現 職 等
水 環 境	奥村 充司	おくむら みつし	福井工業高等専門学校環境都市工学科 准教授
	福原 輝幸 (委員長)	ふくはら てるゆき	福井大学大学院工学研究科 教授
哺 乳 類	西垣 正男	にしがき まさお	福井県自然保護課 企画主査
鳥 類 (鳥類部会)	松村 俊幸	まつむら としゆき	福井県自然保護課 主任
	久保上 宗次郎	くぼかみ そうじろう	猛禽類研究家
	林 武雄 (鳥類部会長)	はやし たけお	日本鳥類保護連盟 理事
	上木 泰男	うえき やすお	日本鳥類保護連盟 専門委員
爬虫類 両生類 陸産貝類	長谷川 巖	はせがわ いわお	福井県両生爬虫類研究会 会長
魚 類 生態系	加藤 文男	かとう ふみお	元仁愛女子短期大学 教授
陸上昆虫類	下野谷 豊一	しものや とよかず	日本鱗翅学会 会員
底生動物	前田 正紀	まえだ まさのり	仁愛女子短期大学 准教授
植 物 生態系	渡辺 定路	わたなべ さだみち	元福井市自然史博物館 館長
付着藻類	安達 誘	あだち さそひ	福井陸水生物研究会 会員
河川物理環境	角 哲也	すみ てつや	京都大学大学院工学研究科 准教授